

経済的理由のために修学が困難な方へ



大学生等奨学金

貸与型(無利子)の奨学金です

受付期間

8/1  ~ 9/12 

貸与額

年額54万円以内

※毎年度、前期と後期の2回に分けて口座に振り込みます。



1 申請資格 次の全ての要件を満たす方。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（専門課程で修業年限が2年以上のものに限る。）その他市長が認める教育機関（以下「大学等」という。）に修学すること。
- (2) 高等学校又は高等専門学校の学校長その他市長が別に定める者から推薦を受けていること。
- (3) 保護者若しくはこれに代わる者（以下「保護者等」という。）が1年以上前から本市に住民登録していること又は本人が本市に居住する三条市立大学の学生であること。
- (4) 大学生等奨学金の貸与を受けなければ修学が困難であること。
※基準は新潟県奨学金の所得要件に準じています。詳細はホームページを御覧ください。
- (5) 国、県その他の機関の制度により奨学金の貸与を受けていないこと。

2 採用数 13人

※うち5人は三条市立大学生卒

3 貸与期間

在籍する大学等の正規の修業期間が終了するまで

三条市では、教育に尽力された諸橋轍次博士の意志を継ぎ、諸橋轍次博士奨学金を実施することで、教育の機会均等を図るとともに、次代を担う人材を育成しています。

問合せ先

三条市教育委員会教育総務課 庶務係

〒959-1192 三条市新堀1311番地

☎ 0256-45-1111（直通）

奨学金についての
ホームページはこちら→

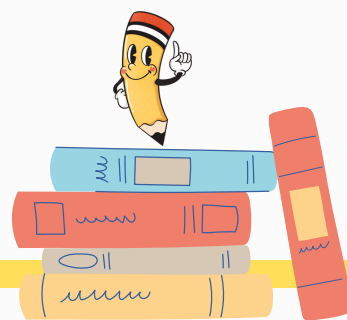


4 申請書類

- (1) 大学生等奨学金貸与申請書（様式第1号）
 - (2) 大学生等奨学金奨学生推薦書（様式第2号）
※令和7年度新1年生は、出身高等学校等で作成してもらってください。2年生以上は、在学する大学等で作成してもらってください。
 - (3) 調査書等（市指定の様式はありません。）
※令和7年度新1年生は、出身高等学校等で調査書又は成績証明書を作成してもらってください。2年生以上は、在学する大学等で成績証明書を作成してもらってください。
※本人開封無効です。
※高等学校卒業程度認定試験合格者の方は、令和7年度に発行された合格成績証明書を提出してください。（ただし、科目の一部免除を受けた方は免除を受けた科目の成績証明書も必要）
 - (4) 申請者本人の保護者（父及び母）等の令和6年度「源泉徴収票」又は「確定申告書」の写し
- 申請書は三条市ホームページからもダウンロードできます。

5 提出方法

- (1) 窓口を持参
市民窓口課総合案内(三条庁舎)／教育総務課(栄庁舎)
／下田サービスセンター総務グループ(下田庁舎)
- (2) 郵送
〒959-1192 三条市新堀1311番地 教育総務課庶務係



6 採否の決定 10月中旬頃に文書で通知します。

7 その他

- (1) 採用決定後の手続きについて
採用された方には、「奨学金借用証書」（連帯保証人(保護者又はこれに代わる方)1人の記載及び印鑑登録証明書含む）、「誓約書」、「在学証明書」等の提出をしていただきます。
- (2) 奨学金の返還について
 - ・奨学生が大学等を卒業した後、返還の義務が生じます。返還は貸与期間終了後1年据え置き、その後10年以内に、全額を年賦又は半年賦により返還していただきます。
 - ・本奨学金は無利子ですが、返還を正当な理由なく怠った場合は、延滞利息が発生します。
 - ・災害、傷病等により返還が困難な場合は審査の上、一定期間返還を猶予することがあります。また、奨学生が死亡又は心身障がいのため労働能力を失い、返還が困難となった場合は、申請により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。
 - ・奨学生が返還をしない場合は、連帯保証人に返還の請求をすることがあります。
- (3) 返還免除制度について
次の条件を全て満たしている場合、当該年度の返還未済額の返還を免除します。
 - 市内に住民登録し、居住している。
 - 事業所の常勤労働者として、1年以上継続して従事している。
- (4) 連帯保証人への情報提供について
教育委員会は、連帯保証人からの請求に基づき、奨学金の返還状況に係る情報を当該連帯保証人に対して提供する場合があります。

